

平成27年稲敷市農業委員会第12回総会

〔12月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 4 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 5 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 6 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 7 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程 8 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程 9 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）
 - 日程 10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
 - 日程 11 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 議案第1号
- 日程 6 議案第2号
- 日程 7 議案第3号
- 日程 8 議案第4号
- 日程 9 議案第5号
- 日程 10 議案第6号
- 日程 11 議案第7号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 古澤真和君 | 17番 | 坂本富男君 |
| 2番 | 遠藤一行君 | 18番 | 濱田昭一君 |
| 3番 | 高須一郎君 | 19番 | 横田悌次君 |
| 4番 | 加納昭君 | 20番 | 宮本善助君 |
| 5番 | 根本脩君 | 21番 | 飯塚恒雄君 |

7番	吉岡一仁君	22番	篠崎惣壽君
8番	山本陽子君	23番	澤邊雅之君
9番	松田守君	24番	野口克行君
10番	村山文雄君	25番	篠崎文夫君
		26番	山下恭一君
12番	山口幸一君	27番	飯沼喜見古君
13番	森田康君	28番	墳本典勇君
14番	木内昌秀君	29番	松本文雄君
		30番	足立久美子君
		31番	黒田仁君
		32番	川島昇君

欠席委員

6番	小貫和子君	11番	関口邦子君
15番	坂本雅美君	16番	宮本昇君

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 12月 3日（木） 全国農業委員会会長代表者集会並びに茨城県選出の国会議員要請活動
於 東京都渋谷区 渋谷公会堂
出席者 加納 昭会長
- 12月14日（月） 稲敷市農業振興地域整備促進協議会
於 稲敷市役所 東庁舎
出席者 加納 昭会長
- 12月14日（月） 稲敷地域担い手育成総合支援協議会

於 稲敷市役所 東庁舎
出席者 加納 昭会長

12月16日(水) 茨城県農業会議第424回常任議員会議
於 水戸市 茨城県市町村会館
出席者 加納 昭会長, 森川春樹局長

12月16日(水) 茨城県農業会議第156回臨時総会
於 水戸市 茨城県市町村会館
出席者 加納 昭会長, 森川春樹局長

午後3時12分開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、ただいまから、平成27年12月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、28名です。欠席委員は6番、小貫和子君、11番、関口邦子君、15番、坂本雅美君、16番、宮本 昇君の4名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、22番、篠崎惣壽委員、23番、澤邊雅之委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、四ツ谷字中割ほか2地区、田8筆、18,225平方メートルでございますが、茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権移転を行うものです。

受理番号2番、南太田字南、田1筆、計2,668平方メートルでございますが、同じく茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権移転を行うものです。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から7番までを一括してご報告いたします。2ページから5ページになります。

本届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作をしており、農業委員会による、あっせん等の希望は、ないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお

願いたします。

日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地 転用届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、柴崎字四反田、畑1筆、227平方メートルでございますが、申請地に延べ床面積153平方メートルの自己住宅を建築するものでございます。

受理番号2番、柴崎字芝原、畑1筆、273平方メートルでございますが、申請地に農機具置場を建築するものでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いたします。

日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。なお、議事参与の制限規定に該当する案件がございますので事務局は、受理番号9番から11番を除いて説明を、願いたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）7ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転9件、贈与による所有権移転2件、合計11件でございます。

受理番号1番、四ツ谷字中割ほか3地区、田8筆、18,225平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。受人の経営状況については、別紙審査表のとおりです。

受理番号2番、橋向字橋向、田1筆、456平方メートルにてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。受人の経営状況については、別紙審査表のとおりです。

受理番号3番，阿波崎字北須賀，田2筆，579平方メートルについてでございますが，受人が耕作利便のため買受けるものでございます。

受理番号4番，伊崎字伊崎，田8筆，8，927平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため譲り受けるものでございます。

8ページをお開き願います。

受理番号5番，浮島字妙岐ほか2地区，田4筆，5，673平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。

受理番号6番，佐倉字姥神，畑1筆，386平方メートルについてでございますが，受人が耕作利便のため買受けるものでございます。

受理番号7番，清久島字大浦ほか2地区，田8筆，17，360平方メートルについてでございますが，受人が母より受贈するものでございます。

受理番号8番，月出里字居下，田1筆，1，310平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

以上8件の調査の結果は，全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で，議案第1号，受理番号8番までの説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。なお，受理番号1番及び2番は農林振興公社の案件ですので調査報告は省略いたします。受理番号3番について，根本委員より報告をお願いいたします。

○5番（根本 脩君）5番，根本でございます。受理番号3番につきまして報告いたします。12月22日に等案件につきまして，受人の調査し，申請内容に間違いがどうか確認いたしましたところ申請のとおりの内容でございます。特に受人につきましては，主に水稻を栽培している農家であります。農機具の所有状況につきましても，トラクター3台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機1台を所有しております。農作業の従事日数につきましては，200日であります。経営面積160アールであります。調査の結果受人は，先ほど申しましたように，農地の権利取得の要件を満たしておりますので，報告書のとおり間違いはなく，許可相当と考えられます。また，よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号4番について，篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○25番（篠崎文夫君）25番，篠崎です。受理番号4番について報告いたします。さる，12月21日に受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は，主に水稻を栽培している農業者であります。農業生産法人の要件は満たしております。農機具の所有状況は，トラクター2台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機3台，ほかにトラック2台を所有しております。1，269アールになります。調査の結果，受人の農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおり間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番について、私、加納より報告をいたします。

○議長（加納 昭君）12月16日、関口委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。また、経営面積181アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号6番について、宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○20番（宮本善助君）20番、宮本です。受理番号6番について報告いたします。12月22日、澤邊委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン、乾燥機については、委託で行っています。農作業従事日数は、150日であり、経営面積70アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番について、森田委員より報告をお願いいたします。

○13番（森田 康君）13番、森田です。受理番号7番について報告いたします。12月22日、飯塚委員、木内委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台所有しております。農作業従事日数は、250日であります。経営面積187アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号8番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○19番（横田悌次君）19番、横田です。受理番号8番について報告いたします。12月22日、村山委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主に水稻、レンコン、さつまいも、落花生などを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。農作業従事日数は、300日であります。経営面積697アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第1号、受理番号9番から11番を議題といたします。議事参与の制限規定に篠崎文夫委員が該当しますので、25番、篠崎文夫委員の退席を求めます。

〔篠崎文夫委員退室〕

○議長(加納 昭君) 事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長(油原雅人君) 9ページをお開き願います。

受理番号9番、柴崎字瀬々沼、畑1筆、117平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため買い受けるものでございます。

受理番号10番、柴崎字瀬々沼、田1筆、618平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため買い受けるものでございます。

受理番号11番、柴崎字瀬々沼、田1筆、136平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため買い受けるものでございます。

以上3件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第1号、受理番号9番から11番の説明をおわります。

○議長(加納 昭君) ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号9番から11番について、山本委員より報告をお願いいたします。

○8番(山本陽子君) 8番、山本でございます。受理番号9、10、11番につきまして報告いたします。12月22日、濱田委と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は、150日であります。経営面積2817アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長(加納 昭君) これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」
受理番号9番から11番を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審査が終了しましたので25番、篠崎文夫委員の入室を許可いたします。

〔篠崎文夫委員入室〕

日程 6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。なお、議事参与の制限規定に該当する案件がありますので事務局は、受理番号7番除いて説明を、お願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）10ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、中山字丑新田、田1筆、993平方メートルについてでございますが、申請人が資材置場及び駐車場用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、蒲ヶ山字土戸平、畑1筆、827平方メートルについてでございますが、申請人が農家住宅用地に転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、上根本字房平、畑1筆、962平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外で、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、犬塚字荒野原、畑1筆、157平方メートルについてですが、申請人が一時的に山砂採取運搬道路用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外で、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表の

とおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、鳩崎字桐ノ木、畑1筆、1,945平方メートルについてですが、申請人が太陽光発電施設用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外で、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号6番、神宮寺字外馬場ほか1地区、畑2筆、1,357平方メートルについてですが、申請人が駐車場用地に転用するものでございます。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外で、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第2号、受理番号6番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○2番（遠藤一行君）2番、遠藤です。受理番号1番について、さる22日、山口委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、資材置場、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○28番（墳本典勇君）28番、墳本です。受理番号2番について、さる22日、村山委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、農家住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○12番（山口幸一君）12番、山口です。受理番号3番について、さる22日、吉岡委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果ですが事務局の説明どおりで間違いなく、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○26番（山下恭一君）26番、山下です。受理番号4番について報告いたします。さる2

2日、横田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、一時的に山砂採取運搬道路用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議、お願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番について、澤邊委員より報告をお願いいたします。

○23番（澤邊雅之君）23番、澤邊です。受理番号5番について報告いたします。さる22日、宮本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、太陽光発電施設事業用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○24番（野口克行君）24番、野口です。受理番号6番について、さる21日、高須委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく審議、お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔なし〕との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、受理番号7番を議題といたします。なお、議事参与の制限規定に遠藤一行委員が該当しますので、2番、遠藤一行委員の退席を求めます。

〔遠藤一行委員退室〕

○議長（加納 昭君）それでは事務局の説明を、お願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）11ページをお開き願います。

受理番号7番，中山字中山，畑1筆，381平方メートルについてでございますが，申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域，農振農用地区域外，土地改良区域外で，農地区分は第1種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準を該当するものと考えられます。

以上で，議案第2号，受理番号7番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号7番について，山口委員より報告をお願いいたします。

○12番（山口幸一君） 12番，山口です。受理番号7番について，さる22日，吉岡委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく，自己住宅用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議，お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔なし〕との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号，「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」受理番業番を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 審査が終了しましたので，2番，遠藤一行委員の入室を許可いたします。

〔遠藤一行委員入室〕

日程 7 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして，議案第3号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 12ページをお開き願います。

議案第3号，「現況証明願いに対する証明書の交付について」非農地証明書の交付22件，転用事実証明書の交付1件でございます。

受理番号1番，福田字安中地，畑1筆，80平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より進入路として利用されております。撮影年月日，平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番，福田字安中地，田1筆，畑1筆，420平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日，平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番，新橋字町田，畑1筆，1，007平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日，平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号4番，月出里字先神，畑1筆，11，087平方メートルについて，登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成27年3月16日 南農企指令第44号，倉庫で許可されております。

受理番号5番，下太田字田中，畑1筆，479平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より倉庫として利用されております。撮影年月日，平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

つづきまして，受理番号6番から22番までの17件につきましては，同一内容の案件でございますので一括で説明をさせていただきます。非農地証明書17件について，それぞれ土地所有者より申請のあったものです。堀川字北作，畑33筆，計17，248平方メートルについて，登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。まず，申請地の経緯についてですが，昭和50年代に土採取事業が行われ，その頃から耕作放棄地になっており，現在は荒廃しており，今後も耕作は見込まれない状況になっております。申請地は，「稲敷市農業員会非農地証明交付基準」の非農地に該当するものと思われま

す。つづきまして，16ページをお開き願います。

受理番号23番，四箇字根畑ほか32地区，田203筆，畑68筆，191，903平方メートルについて，ゴルフ場運営上確認の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前よりゴルフ場として利用されております。撮影年月日，平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で，議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について，飯塚委員より報告をお願いいたします。

○21番（飯塚恒雄君）21番，飯塚です。受理番号1番及び2番について，さる22日，森田委員，木内委員と，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査

の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から進入路、宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、根本委員より報告をお願いいたします。

○13番（森田 康君）13番、森田です。受理番号3番につきまして、さる22日、飯塚委員、木内委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認しました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断をいたしました。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○19番（横田 悌次君）19番、横田です。受理番号4番について、さる22日、墳本委員と村山委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いなく、転用目的のとおり倉庫として利用されていることを確認いたしました。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番から22番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○32番（川島 昇君）32番、川島です。受理番号5番について、さる22日、古澤委員と濱田委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から倉庫として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。

次に受理番号6番から22番について、さる21日、新利根地区農業委員と加納会長、高須会長職務代理、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、事務局の説明のとおりで間違いはなく現地は荒廃しており周辺の状況からみて耕作することは困難であり、また、今後も耕作の見込みがないことから非農地と判断しました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われまます。また、添付書類の審査をしましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号23番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○3番（高須 一郎君）3番、高須です。受理番号23番について、さる21日、坂本委員と野口委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前からゴルフ場として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をいたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第 3 号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 8 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第 4 号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） よろしく申し上げます。

31 ページをお開きください。

議案第 4 号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定です。

今回は、新規設定が、6 件、25 筆、42,649 平方メートル、再設定が、3 件、7 筆、39,582 平方メートル、合計 9 件、32 筆、82,231 平方メートルについての利用権設定です。

新規設定について、ご説明いたします。

受理番号 1 番、駒塚字中田ほか 4 地区、田 6 筆、15,276 平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が 6 年、小作料は 10 アール当たり、2.5 俵、設定を受ける者は、経営面積 416 アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数 180 日の認定農業者です。

受理番号 2 番、結佐字下結佐、田 4 筆、6,820 平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が 10 年、小作料は 10 アール当たり、2.5 俵、設定を受ける者は、経営面積 102 アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数 180 日の認定農業者です。

受理番号 3 番、浮島字妙岐ほか 1 地区、田 3 筆、3,966 平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が 6 年、小作料は 10 アール当たり、1.2 俵、設定を受ける者は、経営面積 904 アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数 250 日の農業者です。

受理番号 4 番、下根本字中子ほか 3 地区、田 6 筆、9,733 平方メートル、

新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,123アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数180日の認定農業者です。

受理番号5番、結佐字流作、田4筆、6,432平方メートル、

受理番号6番、結佐字流作、田2筆、422平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が水稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積449アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数200日の農業者です。

受理番号7番から9番までの再設定の詳細につきましては、議案書とおりです。以上、農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議を お願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○10番（村山文雄君） はい議長、10番村山です。受理番号1と2番について、小作料が2.5俵になっていますが、実際もの本で読んだのですが、収量の25%以上は小作料をとってはならない、と読んだ記憶があります。これでいうと10俵以上獲ればいいのだけれど10俵以上収量があるのかないのか、あればいいのだけれど、収量の25%以上は小作料をとってはならない、その辺のところどうなっているのか
前回もありましたが、検討課題で、ここで回答出すことは無理だから研究課題として

○議長（加納 昭君） はい事務局。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 今、即答できる問題ではありませんので、後日調べて回答いたしますのでよろしくお願いします。

○議長（加納 昭君） では、よろしいですか、その他ありますか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権転貸)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見

決定について（利用権転貸）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 33ページをお開きください。

議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」です。今回は、再設定が2件、4筆、11, 229平方メートル、稲敷市農業公社を介しての利用権転貸です。

受理番号1番と2番は、再設定ですので、詳細については、議案書のとおりです。よろしく、ご審議をお願いします。

それから、申し訳ありません。受理番号2番の期間が抜けております。期間は3年です。訂正をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 別冊になっています、議案第6号をお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものです。

今回は、770件、3, 241筆、5, 583, 072. 83平方メートルについての利用権設定です。

受理番号1番から770番の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしく、ご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について (中間管理事業)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）別冊になっています、議案第7号をお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」です。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の(案)に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。

今回の配分計画（案）は、875件、3,241筆、5,583,072.83平方メートルについてです。借受人につきましては、同法17条の規定により、茨城県農林振興公社が行った募集により応募され、公表されている者であり、同法18条第4項の規定を満たしており、認定農業者でもあり、特に問題がないと思われま。

受理番号1番から875番の配分計画(案)の詳細につきましては、議案書のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。以上です

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○10番（村山文雄君）10番、村山です。ミスプリントだと思うのだが、計画の方では小作料1俵が120Kgになっているのでミスプリントだと思うのだが。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）はい、1俵の誤りです。訂正させていただきます。利用権設定と配分計画との突合で間違いがあった場合、申し訳ありませんがその都度、訂正させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、その他質疑ありますか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成27年12月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

